

# 基山町農業委員会会議録

令和3年3月2日委員会会長は、委員を基山町役場401会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

## 審 議 事 項

第3号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	9件
報告第5号	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	1件
報告第6号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告	2件
報告第7号	使用貸借による解約通知受理報告	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

## 令和3年3月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和3年第3回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、3番委員と4番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第3号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第3号議案1番 朗読

この件につきましては、相手方の高齢化のため賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり米25kgです。場所は、基山町宮球場南側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

園部受託組合で耕作されます。問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第3号議案1番について計画を決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第3号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第3号議案2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 第3議案2番 朗読

この件につきましては、相手方の高齢化による使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、6区平林地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

#### 8番委員

現在、周辺の農地も耕作されていますので、問題ないと思われれます。

#### 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第3号議案2番について計画を決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

#### 全員挙手

#### 議 長

第3号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第3号議案3番について事務局より説明をお願いします。

#### 事務局 第3号議案3番 朗読

この件につきましては、相手方の高齢化のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、役場南側付近にある圃場です。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

#### 10番委員

農業用機械も所持され問題ないと思われれます。

#### 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第3号議案3番について計画を決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

#### 全員挙手

#### 議 長

第3号議案3番は、全員一致で決定します。

次に、第3号議案4番から9番につきましては再設定ですので申請内容の朗読を省略します。事務局より説明をお願いします。

### 事務局 第3号議案4番

この件につきましては、期間満了に伴う再設定のため貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は年額150kgです。場所は、2区皮籠石集落付近にある圃場です。

#### 2番委員

親子で農業されますので問題ないと思われます。

### 事務局 第3号議案5番

この件につきましては、兼業による経営縮により再設定のため貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10a当たり米30kgです。場所は、1区宮の前地区付近にある圃場です。

#### 11番委員

適切に管理され、問題ないと思われます。

### 事務局 第3号議案6番

この件につきましては、期間満了に伴う再設定のため貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10a当たり米25kgです。場所は、1区長谷川集落付近にある圃場です。

#### 11番委員

適切に管理され、再設定で問題ないと思われます。

### 事務局 第3号議案7番

この件につきましては、相手方の要望により再設定のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、6区丸林集落付近にある圃場です。

#### 11番委員

適切に管理され、再設定で問題ないと思われます。

### 事務局 第3号議案8番

この件につきましては、任期満了に伴う再設定のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、6区丸林集落付近にある圃場です。

#### 11番委員

適切に管理され、再設定で問題ないと思われます。

#### 事務局 第3号議案9番

この件につきましては、任期満了に伴う再設定のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、1区長谷川集落付近にある圃場です。

#### 1 1 番委員

適切に管理され、再設定で問題ないと思われます。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

#### 委 員

#### 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第3号議案4番から9番について計画を決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

#### 全員挙手

#### 議 長

第3号議案4番から9番については、全員一致で決定します。  
次に、報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の相続について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

#### 事務局 報告第5号

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。令和3年2月22日付けで受理通知書を交付しております。場所は、7区南奈良田集落内の圃場です。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第5号を終わります。次に、報告第6号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

### 事務局 報告第6号1番と2番

この件につきましては、申請人の市街化区域内にある農地を資材置場にするものです。令和3年2月22日付けで受理通知書を送付しております。

場所は、12区玉虫集落にある圃場です。

この件につきましては、申請人の市街化区域内にある農地を資材置場にするものです。令和3年2月22日付けで受理通知書を送付しております。

場所は、12区玉虫集落にある圃場です。

### 議長

意見はありませんか。意見がないようですので、報告第6号を終わります。

次に、報告第7号使用貸借による合意解約があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

### 事務局 報告第7号

この件につきましては、貸人の要望による解約です。令和3年2月22日付けで受理通知書を送付しております。

### 議長

只今事務局から説明がありましたが、意見はありませんか。意見がないようですので、報告第7号を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和3年3月2日

署名人

議 長

委 員

委 員